

# 蟹谷小学校 インターネットガイドライン

(本要綱のねらい)

- 1 この要綱は、小矢部市立蟹谷小学校におけるインターネット利用上の個人情報の発信に関し個人情報を保護する観点から、必要な事項を定めるものとする。 (インターネット利用の基本)
- 2 小矢部市立蟹谷小学校においてインターネットを利用するに当たっては、児童及び関係者の個人情報の保護に努めるとともに、児童の情報活用能力の育成を図り、開かれた学校の推進、国際理解教育の推進、総合的な学習の推進等、教育課題の推進に寄与するよう努めることとする。 (インターネットの主な利用形態)
- 3 インターネットの主な利用形態は、次の各項に定めるものとする。
  - (1) 情報の発信
    - ・特別活動や総合的な学習の時間、各教科での学習事項のまとめ等を、学校のホームページで発信する。
  - (2) 情報の受信
    - ・学校ホームページに対する意見等を広く一般から受信する。
  - (3) 情報検索及び収集
    - ・タブレット端末やホームページ、電子メールを使用して、学習に関連する情報を検索・収集し、関連する質問を送り回答を得る。
  - (4) 教材作成
    - ・タブレット端末やホームページ、電子メールを使用して授業で活用できる画像データや文書データを収集・加工して、教材づくりに活用する。
  - (5) 国内及び国際交流
    - ・タブレット端末やホームページ、電子メールを使用して、学校と交流のある国内の学校や海外の都市・学校等との通信を行う。

〈個人情報の発信とその範囲〉

- 4 インターネットを利用して児童の個人情報を発信する場合は、本人及び保護者の同意を前提としながら、教師の指導のもとに発信するものとする。
- 5 インターネットで発信する児童の個人情報の範囲は、次の各項に定めるところによる。
  - (1) 氏名
    - 原則として公開しない。ただし、教育上必要がある場合（表彰等、すでに本人及び保護者が了解しているもの）には、フルネームを使うことも可とする。
  - (2) 意見・主張等
    - 児童の意見、考え、主張等については、教育上の効果が認められる場合において本人並びに保護者の了解のもとに発信することができる。
  - (3) 写真
    - 児童の写真を使用する場合は、集合写真等とし個人が特定できないよう配慮する。
  - (4) 氏名、住所、電話番号、生年月日、趣味・特技、その他の個人情報は発信しないものとする。 (教師による指導の徹底)
- 6 インターネットを利用する場合には、他人の中傷をしない、著作権等に配慮するなど、インターネットにおける基本的モラルに留意するとともに、児童の情報モラルの涵養を図るものとする。
- 7 生成 AI を使用する場合、個人が特定できる情報は入力せず、校務補助や教材資料作成として使用する。
- 8 インターネットの特性を考慮し、教育上有害な取り扱い等の指導を徹底する。 (取り扱い責任者)
- 9 学校長はインターネットの利用の適正を図るため、インターネット取り扱い責任者を置くものとする。
- 10 本要綱を学校のホームページ上で必ず明記するものとする。